

平成 27 年 6 月

遊佐町農業委員会第 3 回総会議事録

1. 開催日程 平成 27 年 6 月 25 日（木） 午後 2 時 00 分～4 時 30 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1 解約について

報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について

報告事項 4 農地法施行規則第 32 条第 1 項第 1 号に規定する農業施設用地の届出について

議第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 12 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	今井 彰	2	佐藤 重一			4	池田 俊明
5	齋藤 誠喜	6	石垣 敏勝	7	川俣 義昭	8	渡会 健
9	菅原 幸男	10	荒生あや子	11	今野 一彦	12	鈴木 寿一
13	本間 克修			15	佐藤 充		

5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	伊原ひとみ	14	菅原 寛志	16	高橋 正樹		

6. 事務局出席者 (3 名)

掘 修事務局長、今野信雄次長、佐藤 結主事

7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

8. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 6 月定例会を開催します。はじめに、6 番石垣敏勝懲罰委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(6 番石垣敏勝委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6 番石垣敏勝委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>届出欠席、3 名、以上、欠席委員 3 名、出席委員 13 名で過半数の委員が出席しておりますので、「農業委員会等に関する法律、第 21 条第 3 項の規定」により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは会長代理よりご挨拶をお願いします</p>
会長代理	<p>会長が急遽、都合が悪く欠席しておりますので、私がかわりに会長よりお預かりしている挨拶文を代読させていただきます。</p> <p>任期満了に伴い、21 日に行われた遊佐町議会議員選挙投票で新人 3 人を含む 12 人の議員が決まりました。新しい風を起こして、魅力ある、活力ある遊佐町にしてもらいたいと思います。</p> <p>また、例年なら梅雨に入ってもおかしくない時期ですが、雨が降りません。天気予報で雨が降ると言っても降りません。農作物も人も大変です。十分な管理をお願いします。さらに国会も大変です。TPP 関連法案もアメリカ上院で可決、成立の公算が大きくなったという事です。そうなれば TPP 交渉も急速に進むことでしょう。それに加えて、農協法改正案・農業委員会組織制度改革等、重要課題が多いという事で、今国会を約 3 か月延長すると言う事に決まりました。どういう結果になるのか注意深く見守っていきたいと思います。</p> <p>本日は、6 月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規程」により、会長が当たることになっておりますが、会長より欠席の連絡を頂いておりますので、「会議規則第 16 条の規程」により佐藤充会長代理より議長をお願いします。</p>
議長代理	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 13 番本間克修 委員、1 番今井彰委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。</p> <p>総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1 から 4 まで、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長代理が指名する)</p>

事務局長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の2頁をご覧ください。</p> <p>報告事項1「解約について」</p> <p>番号7 計1筆、3,638 m²</p> <p>農地中間管理機構に集積計画が決定したための解約です。</p> <p>続きまして、議案書3頁をご覧ください。</p> <p>報告事項2「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」</p> <p>合計7件、全て農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号18 計10筆、3,494 m²</p> <p>番号19 計8筆、13,384 m²</p> <p>番号20 計13筆、28,071 m²</p> <p>番号21 計3筆、1,403 m²</p> <p>番号22 計9筆、9,749 m²</p> <p>番号23 計21筆、47,038 m²</p> <p>番号24 計1筆、581 m²</p> <p>以上7件、全て相続による所有権の取得で、斡旋の申し出はありませんでした。</p> <p>続きまして、報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について</p> <p>番号7 計1筆、5,092 m²</p> <p>変更前の賃借料は10aあたり21,000円でこれを17,000円に変更します。</p> <p>番号8から11まで、いずれも借人は同一人です。</p> <p>番号8 計20筆、32,423 m²</p> <p>変更前の賃借料は小原田字杉ノ崎、八ツ面、下川原、遊佐字木ノ下は23,000円で、これを19,000円に、小原田字大槻、輪経は21,000円でこれを17,000円に、小原田字御所ノ馬場は、23,000円を19,000円に、21,000円を17,000円に変更します。</p> <p>番号9 計8筆、22,690 m²</p> <p>変更前の賃借料は10aあたり25,000円で、これを19,000円に変更します。</p> <p>番号10 計1筆、12,451 m²</p> <p>変更前の賃借料は10aあたり7,000円で、これを5,000円に変更します。</p> <p>番号11 計2筆、4,932 m²</p> <p>変更前の賃借料は10aあたり23,000円で、これを19,000円に変更します。</p> <p>番号12と13、いずれも借人は同一人です。</p> <p>番号12 計14筆、10,104 m²</p> <p>変更前の賃借料は下山崎が10aあたり21,000円で、これを19,000円に、吹浦字七曲が16,000円で、これを15,000円に変更します。</p>

番号 13 計 4 筆、11,661 m²、
変更前の賃借料は 10 a あたり 21,000 円で、これを 19,000 円に変更しま
す。

番号 14 から 17 まで、いずれも借人は同一人です。

番号 14 計 3 筆、9,688 m²
変更前の賃借料は 10 a あたり 21,000 円で、これを 18,000 円に変更しま
す。

番号 15 計 4 筆、7,169 m²
変更前の賃借料は 10 a あたり 21,000 円で、これを 18,000 円に変更しま
す。

番号 16 計 1 筆、1,018 m²
変更前の賃借料は 10 a あたり 22,000 円で、これを 18,000 円に変更しま
す。

番号 17 計 2 筆、8,869 m²
変更前の賃借料は 10 a あたり 22,000 円で、これを 18,000 円に変更しま
す。

番号 18 計 3 筆、8,649 m²
変更前の賃借料は 10 a あたり 20,000 円で、これを 17,000 円に変更しま
す。

番号 19-1・2 から 21-1・2 は農地利用円滑化団体を介した契約です。

番号 19-1・2 計 4 筆、6,780 m²
変更前の賃借料は 10 a あたり 21,000 円でこれを 17,000 円に変更します。

番号 20-1・2 計 7 筆、15,270 m²
変更前の賃借料は 10 a あたり清水流が 21,000 円でこれを 18,000 円に、
下ク子添、上野沢、野沢が 17,000 円でこれを 9,000 円に変更します。

番号 21-1・2 計 2 筆、4,938 m²
変更前の賃借料は 10 a あたり 21,000 円で、これを 18,000 円に変更しま
す。

変更に係る賃貸借の存続期間と支払条件、変更後の総額は記載の通りとな
っております。

続きまして、報告事項第 4. 農地法施行規則第 32 条第 1 項第 1 号に規定
する農業施設用地の届出について

番号 1 計 1 筆、1,088 m²のうち 199.08 m²、
農作業場 1 棟、79.32 m²の農業用施設を建設する届け出がありましたので、
農地法施行規則第 32 条第 1 号の規定に基づき受理しております。

また、農業振興地域整備計画の変更については、農振法施行規則第 36 条
2 号の規定に基づき、農用地区域の用途を農地から農業施設用地に変更して
おります。

尚、審査基準書の 1 頁に位置図、字限図、2 頁から 4 頁まで建物図面を掲
載しております。

	以上です。
議長代理	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見無し)</p> <p>無いようですので、以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長代理が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長代理	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長代理が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>審査基準書は 5 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容になっております。</p> <p>個別にご説明いたします。</p> <p>番号 17 計 10 筆、19,957 m²</p> <p>解約の事由は借人の変更のため、解約後は議第 13 号番号 45 で借人の孫と新たに契約の予定です。</p>
議長代理	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・意見等ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。 議第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案の通り受理することに決定いたします。 次に、議第 12 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長代理が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長代理	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長代理が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 6 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権の移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 個別にご説明いたします。</p> <p>番号 3 計 1 筆、3,259 m²</p> <p>こちらは、譲受人が規模拡大のため、相対により譲受人が畑として使用している農地を売買で取得するものです。取得後はワラビ等を作付け予定です。</p>

	<p>番号 4 計 5 筆、13,332 m²</p> <p>こちらは、譲渡人の孫である譲受人の新規就農に伴う土地の取得のためで、贈与により取得するものです。譲受人は青年就農給付金の対象者で、3親等以内の農地を借りた場合、5年以内に自己名義にすることが要件となっているための取得です。</p> <p>番号 5 計 1 筆、2,254 m²</p> <p>こちらは番号 4 と同じく、譲渡人の孫である譲受人の新規就農に伴う土地の取得で、贈与により取得する者です。</p> <p>尚、番号 3 に関しては遊佐地区担当の石垣敏勝委員に、番号 4・5 に関しては、高瀬地区担当の佐藤充会長代理に現地調査をお願いしております。補足説明等ありましたらお願い致します。</p>
議長	<p>それでは番号 3 について、6 番石垣敏勝委員より報告願います。</p> <p>(6 番石垣敏勝委員が挙手し、議長代理が指名する)</p>
6 番石垣敏勝委員	<p>報告致します。以前は、荒れていた農地でしたが、譲受人が耕作するようになり畑としてわらびや家庭用野菜を作付けし、管理しておりました。耕作出来るようになるまでには大変な労力とお金がかかったようです。私としては、譲受人に買って頂いてほっとしている次第です。</p>
議長代理	<p>続きますので私から番号 4 と 5 について報告致します。審査基準書の 7 頁をご覧ください。7 頁の下段と 8 頁の申請地は飼料用米を作付けされておりました。7 頁上段部分の 1/4 は耕起が終わっていて、残りの 2/4 はうりいがか作付けされており、残りはこれから耕起されるようでした。きれいに管理されておりましたので何ら問題無いと思います。</p> <p>それでは、ただいまの事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 12 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 12 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長代理が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは個別にご説明いたします。</p>

(1) 利用権設定

番号 33 計 3 筆、757 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 15,000 円で同一人と再設定です。

番号 34 計 2 筆、5,255 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 35 計 10 筆、20,215 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 36 計 1 筆、41 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 37 計 4 筆、7,263 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人との再設定です。借人は認定農業者です。

番号 38 計 5 筆、11,867 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。借人は認定農業者です。

番号 39 計 6 筆、7,094 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。借人は認定農業者です。

番号 40 計 4 筆、6,443 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 41 計 2 筆、4,022 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人との再設定です。借人は認定農業者です。

番号 42 計 1 筆、2,291 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人との再設定です。借人は認定農業者です。

番号 43 計 1 筆、2,033 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人との再設定です。

番号 44 計 1 筆、2,318 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 13,000 円で、同一人と再設定です。

番号 45 計 10 筆、19,957 m²

期間は 2 年 4 ヶ月、単価は 2、4-3、4-5、15、16 が 18,000 円、8-4、17、18、19、20 が 19,000 円で新規に設定です。借人は認定新規就農者です。

次に、農地利用円滑化団体である農協を仲介した賃貸借契約です。

番号 46-1・2 計 1 筆、1,873 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 21,500 円で同一人と再設定です。

議長代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、7番川侯義昭副委員長より報告をお願いします。</p> <p>(7番川侯義昭委員が挙手し、議長代理が指名する)</p>
7番川侯義昭委員	<p>6月19日に、この会議室で6名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長代理	<p>それでは、質疑に入りますが、ただいまの事務局の説明に対し何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議第13号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで6月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>